

## 処 分 基 準 整 理 票

処分名	多目的ホールの使用の許可の取消し等	
根拠法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号)	(条項) 第4条第3項
基準法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号) 大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則 (平成27年規則第93号)	(条項) 第4条第2項 第4条第3項 (条項) 第4条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ	
【処分基準】	・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
<p>大津祭曳山展示館の多目的ホールの使用の許可の取消し又は停止は、大津市大津祭曳山展示館条例第4条第2項及び第3項に該当することを基準とし、同条第2項第6号に規定する「その他管理上支障があると認められるとき」とは、大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則第4条各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p>		

**【根拠法令】**

大津市大津祭曳山展示館条例

(ホールの使用の許可)

第4条 略

2 略

3 指定管理者は、ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

**【基準法令】**

大津市大津祭曳山展示館条例

(ホールの使用の許可)

第4条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホールの施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他展示館の管理上支障があると認められるとき。

大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第4条 展示館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示館の施設若しくは設備又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 展示館及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。